

る州県官・幕職官の辟召・奏薦の事例が見られなくなる。この現象について検討していくと、新たに科挙に合格した進士を地方官（とくに幕職官）に任命する規定を定め、それを厳格に運用することで、藩鎮の人事権を中央が次第に回収していったことが明らかとなる。つまり、遼朝における科挙の導入は漢地に対する遼朝の支配の浸透のために不可欠な政策であったといえる。

清代モンゴルの裁判文書書式とその起源

萩原 守

清代モンゴルの役所間でやりとりされたモンゴル文・満洲文の公文書（裁判文書を含む）は独特の明瞭な書式を持っており、周知のように同時代の漢文文書書式にそっくりである。しかし、その書式が形成された理由や過去にさかのぼった書式の起源等を探求した研究は皆無に近い。

その書式を順に示すと以下の通り。① 発送者名の提示「----- の文書」、② 宛先の提示「----- へ送付した」、③ 最終用件「----- するためである」、④ 多重直接引用による本文前半（その件に関して各地の役所をめぐってきたそれまでの文書の何重にもわたる直接引用）、⑤ 調査を示す語と本論と末尾の定型表現（本文後半）「調べてみると、-----。このために送った」、⑥ 発送年月日。またそれ以外にも、抬頭、闕字、口供の添付、甘結と画押、独特の細かい文章表現等々、漢文文書から入ったと見られる形式や表現が多数見られる。

これらの書式の中で最も特徴的な「多重直接引用」の形式が形成された理由は、清代モンゴルにおける返送文書の作成方法から説明することができる。何か事が起こってAの役所からBの役所へ文書が発送されると、その文書はAの役所の『行文檔』と『日誌』に記録され、控えも保管される。受け取ったBの役所では『来文檔』と『日誌』に記録し、受領した文書を使ってCの役所へ送る次の文書の下書きを作る。その際、受領文書の初めと終わりに白紙を糊付けしてそこへ自分の役所の発言を付け加え、中央部は受領した文書をそのまま残す。Cの役所でもまた前と後に白紙を張って書き込むため、文書は、前と後ろに限りなく伸びていって、中央部に多重直接引用の文が残るのである。

このような多重直接引用形式を持つ漢文公文書の存在は、中国の清、明、元、宋とさかのぼる事ができる。唐代では、文書の前後ではなく後ろにのみ白紙が継ぎ足されていくが、文書行政システムや上記の文書授受を記録するシステムは、ほぼ同じである。さらに、秦漢時代の簡牘も、同様に後ろへ後ろへと簡が追加されていく唐代とよく似たシステムを持っている。清代モンゴルの多重直接引用の形式は、これら中国本土に伝わってきた伝統的な文書行政システムが、清代になって裁判制度等とともにモンゴルへと導入されたものと考えられる。

このような書式がモンゴル文・満洲文文書へと導入された時期は、いまだ決定が困難であるが、康熙年間頃から導入され始めて、乾隆の初め頃には、全書式が完備されるようになった可能性が強い。